

奈良県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和元年十一月十二日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
欠瀬 隆典	ヒコナ鍼灸院 高市郡明日香村大字岡一二〇〇一	平成三十一年一月六日